

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、教育機関・研修会社・中小企業支援機関等の取引先の皆様や、デザイナー・ITエンジニア・モニター等の価値創造を進める事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. 業界全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先や価値創造事業者を通じて、その先の取引先ともつながることによって、業界全体での付加価値の向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、業界内の共存共栄の構築を目指します。

#### (個別項目)

- 業界内への情報の発信により、新規事業の創出に努めます。
- 業界全体の情報共有・可視化による業務効率化を行います。
- グリーン化への取組みとして、低燃費車の導入を進めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取

引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファイティ・ファイティ）」となるよう分かち合います。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いの徹底に取り組みます。

2024年3月9日

有限会社オフィス・ビー 代表取締役 森 昭彦